

雨水貯留浸透施設の維持管理に関する誓約書

大津市雨水貯留浸透施設設置助成金の交付を受けるに当たり、雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため、その管理等に関することについて、下記のとおり誓約します。

- 1 雨水貯留浸透施設の設置目的にそった機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用は自己の負担とします。
- 2 市が必要に応じて行う雨水貯留浸透施設の状況調査に協力します。
- 3 工事の完成後、施設の変形、破損、浮き上がりその他の異常に起因する事故、問題等が生じても一切市の責任を問いません。
- 4 雨水貯留浸透施設を7年以上使用し、存続させ、当該雨水貯留浸透施設を廃止しない限り、その保全に努めます。
- 5 雨水貯留浸透施設を廃止し、又は転居等に伴い雨水貯留浸透施設を第三者に譲渡しようとするときは、本誓約書に記載した事項を譲受人に引き継ぐよう努めます。
- 6 この誓約書の有効期間は、大津市雨水貯留浸透施設設置助成金の交付を受けた日から当該雨水貯留浸透施設を廃止する日までとします。
- 7 この誓約書に定めるもののほか、疑義が生じた場合には市と協議します。

年 月 日

住所

氏名